平成２３年（フ）第７４５号
神戸市須磨区大田町５丁目３番２号
債務者　髙宮洋子こと　高　　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８９号
神戸市垂水区向陽１丁目３番11号、住民票上の住所神戸市中央区大日通６丁目２番13号
パラッツオ春日野102号出雲方
債務者　山際　洋三
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６４号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番26―202号
債務者　平井　清美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６８号
神戸市東灘区住吉南町２丁目12番17―602号
債務者　野村　三朗
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８３号
神戸市長田区東尻池町５丁目８番11号
債務者　西元喜久治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８４号
神戸市長田区東尻池町５丁目８番11号
債務者　西元　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
神戸市東灘区深江南町３丁目３番８号　御影屋マンション５―Ｂ号
債務者　田中　順也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４９号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目109番地１　吉川マンション３―Ｂ号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８６号
愛媛県松山市来住町243番地　ラポール来住町702号
債務者　福島　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３９２号
愛媛県松山市朝生田町５丁目７番36号
債務者　高岡　健三
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４０４号
愛媛県松山市浄瑠璃町918番地
債務者　大野　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
愛媛県今治市高橋甲749番地２
債務者　溝口喜代子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２３１号
佐賀県多久市北多久町大字小侍749番地１
債務者　石田　敏彦
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲2304番地１
債務者　植松信二郎
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６８号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙3050番地２
債務者　松尾ますみ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１７３号
佐賀県伊万里市大坪町丙2079番地２
債務者　山口健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８１号
佐賀県鹿島市大字中村1949番地
債務者　渕野　　愛
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３４４号
宮崎市大字鏡洲2004番地１
債務者　合井　浩子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
宮崎地方裁判所破産係